

畜産経営スマート化促進事業実施要領

令 2 畜 産 振 興 第 43 号

令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日 制 定

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、畜産経営スマート化促進事業（以下「事業」という。）について
山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）
及び山口県畜産振興対策補助金交付要綱（平成19年 3 月29日付け平18畜産振興
第1832号。以下「要綱」という。）に定める規定のほか、必要な事項を定めるものと
する。

(事業の目的)

第 2 条 この事業は、畜産経営に先進技術を導入し、生産性向上と環境負荷軽減を両立
させ、県内畜産業の経営体質強化を図ることを目的とする。

(事業の内容及び実施主体)

第 3 条 この事業の種類、要件、補助対象、及び事業実施主体は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 事業実施主体は、要綱第 4 条第 1 項に規定する交付申請書に、次に掲げる書類
を添えて提出するものとする。

- (1) 良質堆肥の製造・利用拡大
 - ①事業実施計画書(別記第 1 号様式)
 - ②良質堆肥の製造・利用拡大計画（別記第 1－1 号様式）
- (2) 先進技術の導入促進
 - ①事業実施計画書(別記第 2 号様式)
 - ②収支予算書(別記第 3 号様式)

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第 5 条 事業実施主体は、要綱第 5 条の規定に基づき事業計画等の変更承認を申請する
場合、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、交付申請書に添付した
書類に変更がない場合はこの限りではない。

- (1) 良質堆肥の製造・利用拡大
 - ①事業変更計画書(別記第 1 号様式)
 - ②良質堆肥の製造・利用拡大計画（別記第 1－1 号様式）
- (2) 先進技術の導入促進
 - ①事業変更計画書(別記第 2 号様式)
 - ②収支予算書(別記第 3 号様式)

（実績報告書）

第6条 事業実施主体は、要綱第7条第1項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、交付申請書又は変更承認申請書に添付した書類に変更がない場合は、この限りではない。

(1) 良質堆肥の製造・利用拡大

①事業実施状況報告書(別記第1号様式)

②堆肥の成分分析結果及び会議時、購入した敷料、堆肥サンプル、散布支援時の写真等

(2) 先進技術の導入促進

①事業実施状況報告書(別記第2号様式)

②収支精算書(別記第3号様式)

（補助金の交付）

第7条 規則第12条の規定による通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

（概算払の請求）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

（県への書類提出）

第9条 この要領に基づいて実施する事業に係る補助金交付関係書類及びこの要領の規定により知事に提出する書類は、山口県農林水産部畜産振興課へ提出するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の種類	補助事業の内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率
1 良質堆肥の製造・利用拡大	良質堆肥の製造・利用拡大を促進するための以下の取組を実施する。 (1) 会議の開催 (2) 良質堆肥の製造 (3) 堆肥の利用拡大 (4) その他	(1) 会場費等 (2) 敷料購入費、堆肥成分分析経費等 (3) 堆肥サンプル経費、散布経費等 (4) 良質堆肥の製造・利用拡大に資する経費	生産者団体等	1/2以内
2 先進技術の導入促進 (1) 畜産経営への先進技術の導入を促進する事業 (2) モデル実証データ等の先進技術に関する知見を取り入れた経営マネジメントを行う事業 (3) 先進技術に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業 (4) 先進技術の導入を通じた担い手育成・確保・増強を図る事業 (5) 中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業 (6) 地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業	県内畜産農家に対する指導等を行うために必要な資格を持った指導職（総括畜産コンサルタント又は、畜産コンサルタント）を設置し、畜産コーディネーターとして左記に掲げる事業を実施する。	指導職設置費 (1) 俸給 (2) 賞与	(公社)山口県畜産振興協会	1/10以内